

入札制度等の改革に係る基本方針



平成 2 1 年 度
赤 磐 市

1．入札制度等改革の趣旨と基本的方向

(1) 趣旨

公共工事を巡る談合事件により入札制度の在り方が問われていることから、市においても公共工事に係る談合の根絶のため、より公正で透明性の高い入札制度の確立を目指していきます。それには、この入札制度見直しによって談合の排除は当然のこと、業者の参加機会の増進による競争性の高まりと技術の向上、更には適正な価格確立、公共工事のコスト縮減と品質確保の実現が図らなければなりません。

また、制度改革を通して関係者の意識改革と公共工事の入札・契約の適正な執行の実現のため全庁的取り組みをすすめてまいります。

(2) 基本的方向

公共工事に係る談合や贈収賄などの不正行為は犯罪であり、決して許されるものではなく、これらを根絶するという基本認識に立ち、入札等制度改革に取り組んでいく必要があります。

また、国や地方自治体の財政状況が厳しさを増す中で、公共事業の抜本的見直しとともに、公共事業は縮小の傾向にあり、これに伴い公共工事の発注件数も年々の減少傾向にあるが、公共工事は税金を財源に行われており、最小の経費で最大の効果を挙げることも求められております。

このようなことを常に念頭に、透明性、競争性、公正性、品質の確保、不正行為の防止、新しい時代への対応等を基本理念として入札等制度改革に取り組んでまいります。

なお、今回の改革内容に止まらず、今後も国、県などの入札等制度改革の動向を踏まえ、必要な改革に取り組んで行くものとします。

2．入札制度等改革の推進

今後の取り組みにあたっては、総務部管財課において検討し見直しを推進してまいります。

3．実施する時期

(1) 入札制度

平成19年度から一般競争入札（条件付）を導入しており、この実績の評価・検証を踏まえて一般競争入札（条件付）を主体とする本市に適した入札制度の確立を目指してまいります。

なお、新たな入札制度の導入（施行）にあたっては、事業者等に対する周知を十分配慮しつつ実施いたします。

(2) 情報公開、行財政改革等

発注の見通し、入札及び契約の過程と内容の公表、公共工事のコスト縮減の取り組み等は引き続き継続又は必要な改善を図るための検討をしてまいります。

4. 入札制度の改革

(1) 公共工事の入札・契約のあり方

一般競争入札（条件付）の実施

市の公共工事において、次の場合を除いて一般競争入札（条件付）を引き続き試行実施することとします。

ア 指名競争入札による場合

イ 随意契約による場合

一般競争入札（条件付）における条件

ア 公共工事の品質確保及び不良不適格業者の参入防止のため、建設業者の経営力や技術力を総合的に評価した入札参加基準を検討します。

イ 入札参加資格者が多数参加できるよう配慮するとともに競争性を十分確保したうえで、市内建設業者の育成や公共工事の地域特性を鑑み、市内業者の技術力等で施工可能なものについては、市内業者で対応することを原則とします。

なお、激変緩和措置として平成22年6月末までは準市内業者が参加するためには一定期間の制約（入札参加申請時点において平成21年度以降に本市が発注する土木一式、水道施設工事を元請として受注中でない（受注している場合はしゅん功検査が完了している）こと。）を課することとします。

ウ 一般競争入札（条件付）の対象は設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。）が、2,500万円以上の工事のうちから施工条件等を勘案して市長が選定する工事とします。

エ 一般競争入札（条件付）は本市の制度として適合するまで、検証のうえ検討し見直してまいります。

(2) 入札のあり方

予定価格の事前公表

予定価格の事前公表のデメリットとして、予定価格が目安となり競争力の低下、落札率の高止まり、談合の助長、建設業者の見積り努力を損なわせることなどが挙げられます。

一方、事前公表のメリットとして、不正な入札の抑止力、予定価格の漏洩等の不正行為の防止、入札・契約に係る透明性確保などが挙げられます。

また、積算基準に関する図書もあり、建設業者の積算能力の向上も進んでいる中で、入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れることなどから、競争入札に付する全ての建設工事等で予定価格を事前公表しております。

これまでも適正な競争入札を阻害するような弊害もないことから、今後も、公平、公正で透明性を確保した入札を執行すべく、競争入札に付する全ての建設工事等については、従前どおり予定価格の事前公表を実施していきます。

なお、今後弊害が生じた場合は、予定価格の事前公表の見直しを検討することがあります。

最低制限価格制度

品質確保や下請保護の観点から、過度な安値受注等を防止するため、現行どおり、最低制限価格制度の採用を原則とします。

低入札価格の取扱い

低入札価格は入札執行において落札の決定を保留し、現行どおり、事後審査することにより入札価格が適正に工事施工できるかの是非を判断のうえ、可否を決定することとします。

入札の執行

予定価格の事前公表された案件の札入れは初回のみとします。

それ以外のものの札入れは初回、再度、再々度の3回とします。

郵便入札制度

郵便入札制度は、談合等の事前調整が困難になるとともに、市においても入札締切日まで入札参加者が特定されないため外部からの働きかけを排除でき、さらには、業者及び市における事務負担の軽減につながることから、引き続き試行導入してまいります。

電子入札の導入

建設工事等の発注は、一般競争入札(条件付)、指名競争入札の方法により市役所会議室での入札会で落札業者を決定しています。電子入札導入後は、入札会や設計図書の閲覧等のために市役所へ来庁することなく、会社にいながら入札に参加ができるため、入札で拘束される時間を大幅に省くことができます。

こうしたことから、岡山県電子入札共同利用推進協議会が共同利用に対応した電子入札システム(名称:おかやま電子入札共同利用システム)の開発を行っており、このシステムを利用した導入の検討を行います。(平成23年導入予定)

格付け

経営事項審査における評価方法が平成20年4月より変更となったことに伴い平成22年7月1日より建設工事における入札参加資格等級格付に主観的点数の加点制度を導入します。

主観的点数の加点となる対象者は申請手続きを行った市内業者とし、建設工事の品質確保・環境への配慮、災害時等における社会的貢献に積極的な建設業者を適切に評価する観点から、現在採用している客観点数(総合評定値(P))に主観的点数を加点して格付けを行います。

改正前 総合点数 = 客観点数(経営事項審査評定値P点)

改正後 総合点数 = 客観点数(経営事項審査評定値P点) + 主観点数

5. 情報の公開

公共工事の入札及び契約に関する情報の公開を推進してまいります。

250万円超の工事等の発注見通し

従来どおり、5月、10月の初日に公表します。

入札経過の公表

工事、測量、設計等の業務委託について従来どおり公表します。

6．入札制度以外の改革

(1) 不正又は不適切な行為の対応

談合等の不正行為があった場合において、損害賠償請求をするための整備を図ってまいります。

談合等の不正又は不誠実な行為に係る競争入札参加の制限措置については、入札参加できない期間を最大36ヶ月まで拡大することを検討します。

(2) 品質確保対策

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念「品質と価格」の両面から効率的な事業執行を実現するために、公共工事における品質確保の向上に努めてまいります。

7．行財政改革（公共工事のコスト縮減）

厳しい財政事情の中で、限られた財源の有効活用した公共事業の整備を進めるためにリサイクル材料の利用、既存施設、既存材料等の有効活用等による工事の計画、設計等の見直しや工事要素のコスト低減の新たな計画を策定して、入札制度の改革と並行しながら進めてまいります。